総合教育会議

コミュニティスクール
地域学校協働活動

社会的背景

地域の人間関係の希薄化

予測できないといわれる未来

人口減少・少子化・核家族化・都市化等

予測不可能な社会

保護者の学校に対するニーズの多様化

生徒・児童指導に関わる課題の複雑化

特別支援教育等に関わる課題の複雑化・多様化

学校を取り巻く問題の複雑化・困難化

地域力（教育力）の低下

担い手の不足

前年度踏襲型の活動

繋がりの希薄化

社会教育

学校教育

「社会に開かれた教育課程」

①教育課程を介して目標を学校と社会が共有

②子供たちの育成すべき資質・能力を明確化

③地域の人的・物的資源の活用、社会と共有・連携しながら、開かれた学校教育を展開

身近な課題は？

これまでの学校のままで？

これまでの地域のままで？

それぞれでやっていっていい？

5年後、10年後、その先は？

地域

学校

連携・協働

○コミュニティ・スクール

○地域学校協働活動

地域学校協働本部

コミュニティ・スクールとは……？

学校運営協議会を設置した学校

コミュニティ・スクールとは……？

保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営に参加することで、育てたい子供像、目指すべき教育のビジョンを共有し、目標の実現に向けて協働する仕組みのある学校

「地域とともにある学校づくり」をする学校

コミュニティ・スクールの仕組み

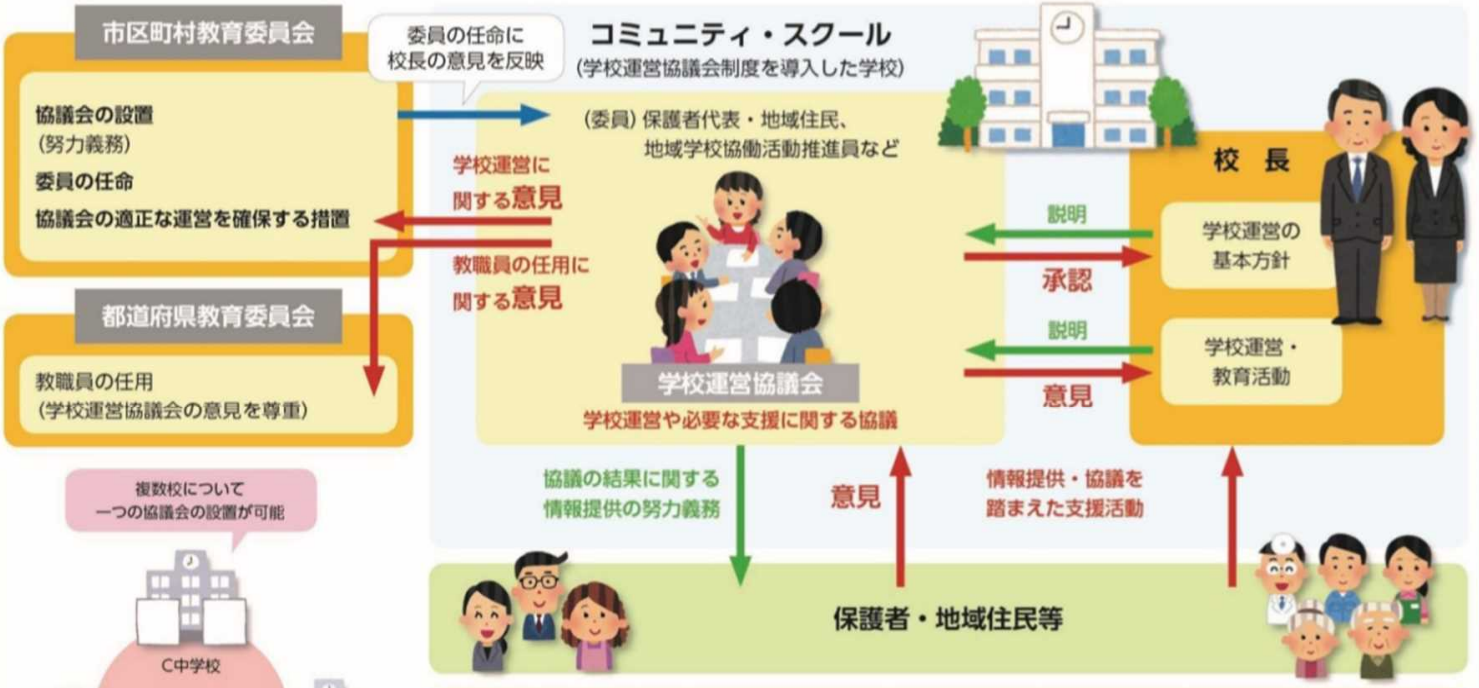

コミュニティ・スクールは、育てたい子供像、目指すべき教育のビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けてともに協働していく仕組み

学校運営協議会の(主な)3つの機能

①学校運営に関する基本的な方針の
承認をする。**【必須】**

②運営に関して意見を述べることができる。
【任意】

③教職員の採用・任用に関して意見を
述べることができる。【任意】

①学校運営に関する基本的な方針の承認をする。【必須】

☆　教育課程の編成その他規則で定める事項について

☆　承認のイメージ　OK → Let's

☆　基本方針に基づく学校の運営及び支援に関し、住民、生徒、保護者その他関係者の理解を深めるため、連携及び協力の推進のために、情報提供を！（努力義務）

☆合議体として

②運営に関して意見を述べることができる。

☆合議体として

③教職員の採用・任用に関して意見を述べることができる。

☆基本方針（承認）を実現するための教職員配置の観点

☆分限、懲戒、勤務条件は対象外

☆市町村教委の内申権、校長の意見具申権の変更なし

☆合議体として

地域学校協働活動とは

地域と学校が協働しておこなう活動

地域学校協働活動とは

幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動

様々な地域学校協働活動

放課後見守りボランティア【ひまわり教室】

＜活動内容＞

- 宿題
- 室内遊び：塗り絵、トランプ、レゴブロック
- 運動あそび：体育館、グラウンド

様々な地域学校協働活動

５年生稲刈り　案山子の設置

様々な地域学校協働活動

ボランティア

プール清掃

登校時の見守り

花植えボランティア

〇地域ボランティア2名

＜参加者の声＞

- ボランティア作業を通して、学校や孫の成長に自分が関われることが出来て嬉しい。
- 和気あいあいとコミュニケーションを取りながら作業することによって地域の様子が分かった。
- 普段一人で家にばかりいたので気分転換になった。

６年生家庭科

『マスク作り』

＜教職員の声＞
「時間内に全員が仕上がって良かった。」

＜児童の様子＞
「自分の作ったマスクをつけて、はにかみながらも嬉しそうだった。」

マラソン大会の見守りボランティア

＜協力＞

- 練習日：ボランティア2名
- 本番当日：
  警察1名、交通指導員2名、
  ボランティア2名

→交差点など6か所に待機。

様々な地域学校協働活動

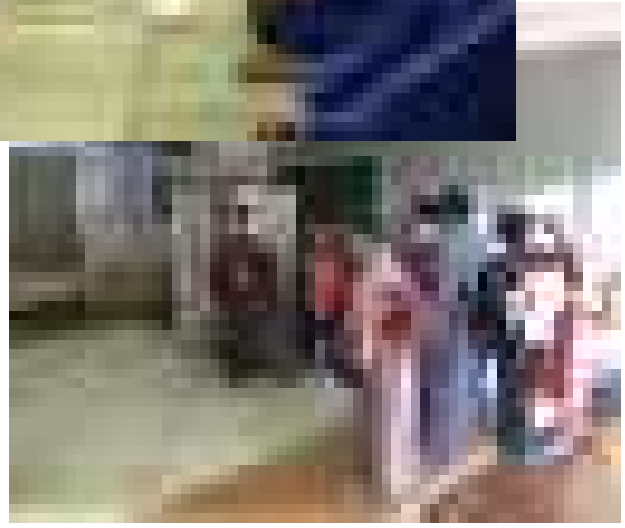

地域学校協働活動は……

⇒多くの幅広い層の地域住民が参画する。

⇒「学校を核とした地域づくり」を目指す。

⇒相互にパートナーとして連携・協働する。

→目標を共有する。

→対等の立場である。

それぞれが目指しているもの……

☆コミュニティ・スクール

地域 とともにある 学校づくり

☆地域学校協働活動（本部）

学校 を核とした 地域づくり

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

地域と学校の協働体制の構築に向けた法改正（地教行法、社教法）

改正の概要（平成29年4月施行）

平成27年12月の中教審答申（地域と学校の連携・協働）を受け、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を改正し、各教育委員会に、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会の設置を努力義務化。また、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、社会教育法を改正し、同活動に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定を整備。これらにより、幅広い地域住民等の参画を得て、社会総掛かりでの教育を実現し、地域を活性化。

<地域と学校の協働体制のイメージ>

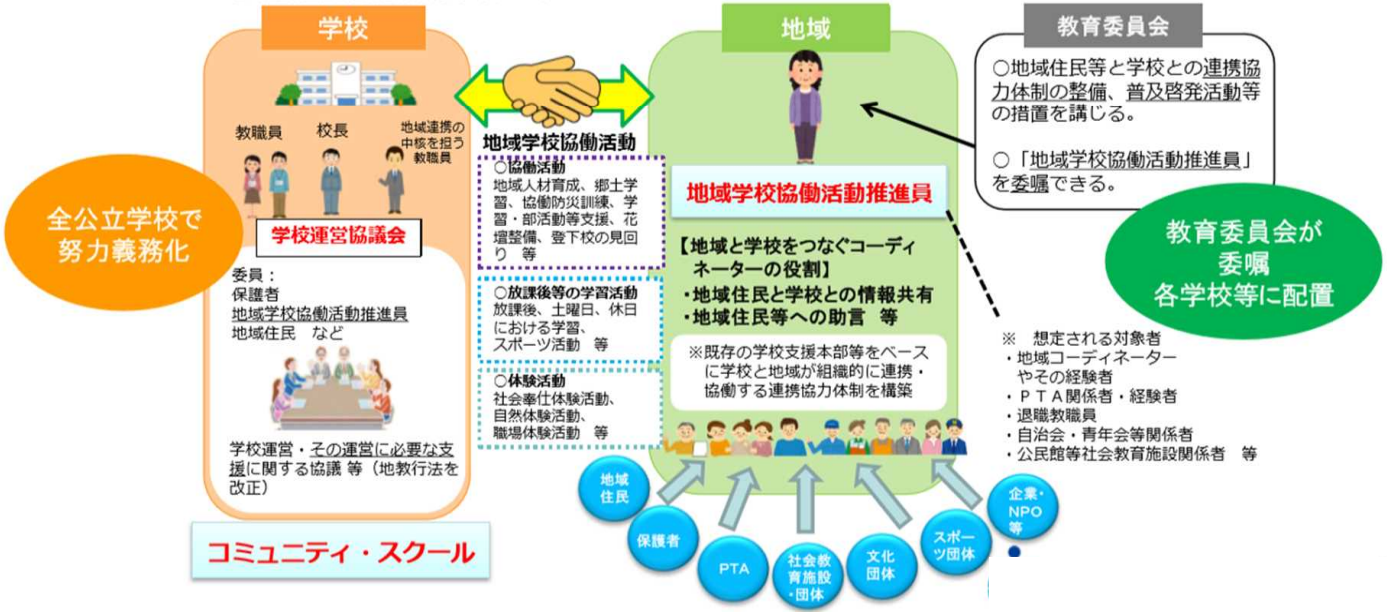

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

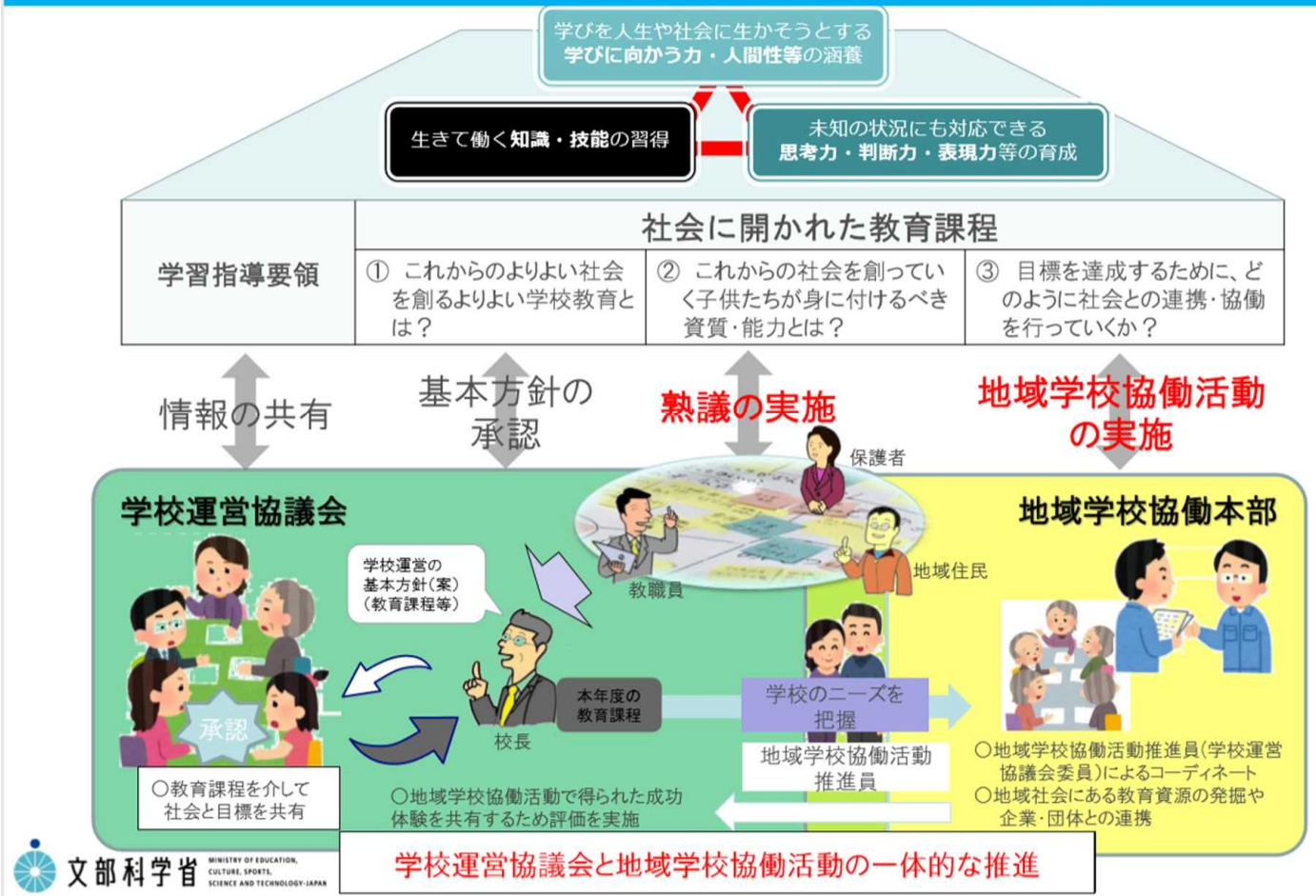

学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な推進

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN